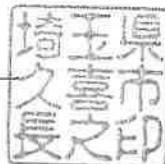


久喜市告示第 258 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和2年6月25日

久喜市長 梅田修



1 形質変更時要届出区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県久喜市江面1905番1の一部、1906番1の一部、1906番2、1906番3の一部、1907番1の一部、1907番2の一部、1907番4の一部、1909番1の一部、1909番4の一部、1909番5の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項

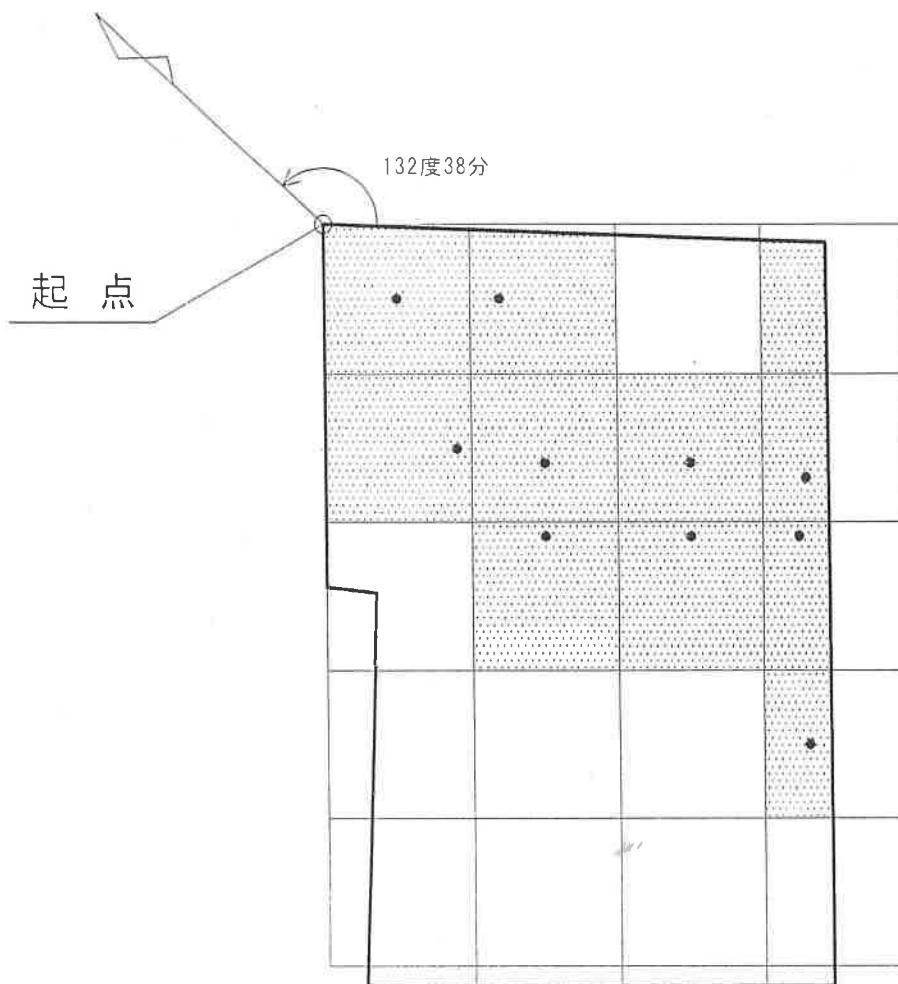
の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふつ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項

の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物



【起点】

起点は埼玉県久喜市江面1909-4の最北端とする。

【格子の回転角度】 132度38分

【凡 例】

- 形質変更時要届出区域に指定する区画
- 敷地境界
- 調査地点

